

保育内容に関する研究（Ⅱ）

— 昭和31年の幼稚園教育要領の「領域」に焦点を当てて —

A Study on the Contents of Childcare (Ⅱ)

— Focusing on “Field” in the Kindergarten Instruction Procedure Published in 1956 —

(2009年3月31日受理)

森元真紀子 川上 道子
Makiko Morimoto Michiko Kawakami

Key words : 保育内容, 領域, 教科目, 幼稚園教育要領

はじめに

平成21年4月より新しい幼稚園教育要領がスタートする。これに先立ち我々は、幼稚園教育要領に含まれる保育内容、特に「領域」に対する考え方がどのように表されているかについて関心をもって見ていた。その理由としては、前回の報告¹⁾で、平成元年の幼稚園教育要領の改訂がもたらした保育現場の混乱は、伝達方法に問題があったとしたが、それだけではなく保育内容5領域がそれぞれ独立したものではないこと、領域の境がフアジーな存在であり、昭和39年のものと領域という言葉は同じでもその意味が変わったことを十分浸透させることができなかったことも、一因ではなかったかと推察したからである。

保育内容「領域」については、保育内容を包括したものであり、幼稚園教育要領で示された考え方は保育所保育指針にも影響を与える。

現在幼稚園や保育所で幼児教育や保育を受けている園児にも大きな影響を与えると同時に、保育活動を支えている幼稚園教諭や保育士を中心とした、すべての保育者の指導にも関係する。

そこで我々は、保育内容を示す「領域」そのものの考え方がどのようにして生まれ、変遷したのかを明らかにすることを本研究の目的とする。

研究方法

先行研究としては、高野の保育内容に関する研究で、平成元年の幼稚園教育要領の保育内容論²⁾や構造³⁾についての研究はみられるが、「領域」の変遷を歴史的に明かにしたものは見当たらない。

そこで筆者らは、「領域」が初めて示された昭和31年に刊行された幼稚園教育要領を元に、幼稚園教育史を中心とした史的分析を行った。

結 果

1. 保育内容に6領域が初めて示された幼稚園教育要領の成立した経緯

我が国の幼稚園教育界の公的文書に「領域」が文言として取り入れられたのは、昭和31年の幼稚園教育要領(1956年2月刊行)からである。

この教育要領の特徴は、教育内容を6領域に分類し、望ましい経験を各領域に即して示したこと、小学校教育との一貫性を持たせたこと。さらに幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画を作成する上で役立つようにしたこと3点である。この教育要領が成立した経緯を戦後の変遷からみってみる。(表1参照)

昭和21年、戦後の教育改革は連合軍総司令部(GHQ)によって軍国主義・超国家主義的教育が一扫され、さらに積極的に教育改革を進めるために、「アメリカ教育使節団報告書」で示された教育指針にしたがって、六・三

制を初めとする教育の再建が行われていた。

昭和22年に「教育基本法」「学校教育法」が公布され、幼稚園は学校教育の体系の中に組み込まれ、教育機関として位置づけられた。このことは、幼稚園教育内容に大きな変化をもたらすことになった。

しかし、幼稚園が戦後学校教育法によって初めて学校教育機関となり、幼稚園教育としての目的と目標が示されたにもかかわらず、それに伴う保育内容については示されなかった。そこで文部省は、小・中学校にならって手引き書を作ろうとした。C I E（民間情報教育局）ヘレン・ヘッファーナン女史から「幼児期における保育に対する示唆」という要項（メモ）が渡され、保育に当たる教師や保母、家庭の母親のために文部省で出版してはとの勧めがあった。

翌2月「幼児教育内容調査委員会」の発足「幼児期における保育に対する示唆」に若干の修正を加えて「試案の概括」を作成。「幼児期の子どもの世話と教育へのヒント」というテーマで、昼間保育所や幼稚園の保育者、二歳から六歳までの子どもの両親へ向けて、また教員養成施設等で使う手引き書として作成（ヘレン・ヘッファーナン女史は執筆の参考資料として「幼稚園教育の現代における発展情況」を各委員に配布）。（出来たものの名称は、文部省では「保育要綱」とし、委員会では「幼児保育指針」とした。）

昭和23年に刊行された保育要領の保育内容は、見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事の12項目であった。第5章幼児の一日の生活では、（日案ないしデイリープログラムと称しているもの）「一日を特定の作業や活動の時間に細かく分けて、日課を決めることは望ましくない。・・・（中略）・・・幼稚園の毎日の日課は枠の中にはめるべきではなく、幼児の生活に応じて日課を作るようにすべきである」と述べられている。一日の保育内容の例として、登園、朝の検査、自由遊び、間食と昼食、休息と昼寝、集団遊び、帰り支度などがあげられている。

占領軍の教育顧問ヘレン・ヘッファーナン女史の影響、昭和初期の倉橋惣三の誘導保育の考え方がプロジェクト法の考え方などに発展する。

保育要領には幼稚園教育の原点があるとされ、骨組み

はアメリカ流で、血肉は日本流ともいわれた。

保育内容は経験の羅列であったことより、その当時の現場の受け止め方は、分かりやすいということで高く評価されていた。

その理由としては、①すでに当時お茶の水を中心に、アメリカ流の保育が日本の幼児教育の主流であったので、アメリカからのサゼッションだということが、返って受け止められやすかった。②終戦直後、敗戦によって日本古来の教育に対する自信を失ってはいたが、自由という新しい価値観を受け止めることはできていた。

幼稚園教育百年史⁴⁾にも、「保育要領の刊行は、終戦直後の混迷と虚脱に陥っていた幼児教育の関係者に、清新な空気を送り、新生への息吹を与えることになった。」とされている。

しかし、「幼稚園では、幼児が思う存分全身を動かして愉快地遊び、のびのびとした精神と身体を養成することができるようじゅうぶん設備を整えておく必要があり、教師は、幼児の自由な活動の間に幼児の一人ひとりに注意を向けて必要な示唆を与え、個々に適切な指導をし、身体的にも、知的にも、感情的にも、社会的にも適当な発達を図ることが大切である⁴⁾」という趣旨は理解できても日常の保育に生かすことはできにくかった。それまでの保育を固執する人もいた一方で、熱心な研究者や実践家も増えてきた。

この趣旨を徹底するためにいろいろな研修会が各地で開催された。小学校教育を児童に即したものにしようとする新教育運動の影響は、全国的に広がっていった。のちに、新教育運動に対して基礎学力が十分身に付かない、発達のおさえがきちんとされてない等という批判が小学校教育界で生じ、子どもが身につけるべきものをミニマムエッセンシャルズ（最低必要基準）とし、これらを系統的に指導すべきだという動きがでてきた。

幼稚園の現場でも、保育要領に対する様々な反応や見解が現れるようになった。幼児の自由な自発的な活動を重んずることに賛意を表しながら、やはり系統性や計画性が欲しいという意見が多くなった。

当時、我が国の状況はインフレで財政は逼迫していた。アメリカからドッジ氏が来日して緊急均衡財政を実施した。六・三制に向けて学校施設建築予算は24年度からゼロになった。文部省も最低限必要な予算基準面積を出す

ことになり、必要経費の一部を国が支出しなければならないとする法律を定める必要に迫られた。基礎となる教育課程と組織編成も併せた法的根拠を出す必要があった。

一方教育界では、教育課程の編成権等が問題になっていたため、文部省内で「学校教育課程及び編成の基準に関する法律案」「学校施設基準法案」が検討されることになった。この法案には幼稚園とともに高等学校も含まれていた。

幼稚園の「教育課程」の条文には、第50条として学校教育法第77条及び第78条の目的及び目標を達成するために、学校の指導計画に基づいて行われる、言語・社会・理科・音楽・保健体育・絵画・製作その他を中心として行われる幼児の心身の発達に有効な活動及び経験とすることが、原案として作成された。当時の文部省としては、幼稚園教育要領の作成に取りかかり施策を急いでいた。

昭和25年1月には幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会が発足したが、実際には幼児指導要録の様式の作成に終わった。

同年10月には学校教育法施行規則第76条の改正が行われ、「幼稚園の教育課程は、保育要領の基準による」とされ、近く幼稚園の教育課程の基準を示すように保育要領を改訂するとした。

昭和26年11月、教育課程審議会に幼稚園教育課程について諮問し、「幼稚園の教育課程は、学校教育法第77条及び第78条の目的及び目標を達成するために、幼稚園の指導計画に基づいて、言語、社会、自然、音楽、リズム、絵画、製作、健康、その他心身の発達に有効な幼児の活動及び経験とする」ことになった。12月には教育課程審議会で検討され、「幼稚園の活動及び経験は、健康・社会・自然・言語・絵画製作・音楽リズムの領域に関するものとする」と答申された。

ここでの「領域」についての説明は、「『領域』は指導を筋道を立てて考えるためのもの」とされたので、幼稚園教育要領では「6領域」といわざるを得なかった。したがって昭和26年5月に発足した仮称幼稚園の教育要領編集委員会では「領域」という言葉の枠の中で内容を考えなければならなかった。

この時に問題になったのは、教育内容を系統的に示さなければならないことと同時に、一方では幼児の実際の

生活を尊重しなければならないという、教師側と幼児側の両面の要求を満たさなければならないという点であった。

さらに幼稚園における教育課程の本質が問われるという新たな問題が生じた。

小学校以上の学校教育では、入学者の全てに対して一定の到達度を要求する習得主義であるのに対して、幼稚園での教育では園児一人ひとりの能力相応の発達を助長する履修主義をとっていることである。同じ学校という枠の中にあっても教育方法が違うことを文部省の上層部や一般の人にはなかなか理解してもらえなかった。結果的には幼稚園も学校だからという理由で「教育課程」に統一されてしまった。

昭和27年、この年は日本が敗戦国から脱して独立を回復した年である。ここで我が国の教育について戦後のさまざまな施策について見直すべきであるという空気が一段と強くなり、ここにきて教育全般にわたって国の基準性を強化する方向に大幅な転換が図られることになった。

昭和28年に学校教育法施行規則が改正され、「幼稚園の教育課程は幼稚園教育要領の基準による」とされた。それまで幼稚園が「学習指導要領」に縛られなかったのは、子どもの発達特性から考えて両者の教育の違いを主張する意見が認められていたからである。すなわち幼稚園は小学校以上のように、子どもの発達に段階があり、クラスごとに子どもたちが机に座って授業を受けるという場所ではないという意見が強く、幼児期は、一人ひとりの発達が異なり、ある段階に達したかに見えても、またその段階を行ったり来たりしているため、1つの発達段階としてまとまった形の発達を示す時期ではない。それなりの発達の仕方をもっている者が集まり、集団を形成しているのが幼稚園の場である。そのため、各々に適切な対応をしていかなければならない。また幼稚園は生活を通して教育をする場所であるため、子どもたちには「適当な環境」が必要だということが重視されていたのである。柔軟に動けるフジージな環境があるからこそ、一人ひとりに適切な対応ができ、すばらしい教育ができるという主張であった。したがって幼稚園教育では「学習指導要領」ではなく「教育要領」という名称になった。

2. 昭和31年の幼稚園教育要領における領域について

戦後の幼稚園教育要領の成立までの経緯をみてきたが、ここで昭和31年に刊行された幼稚園教育要領の特徴についてまとめる。

1) 特徴

昭和31年の教育要領とそれまでに刊行されていた保育要領を比較すると以下の3点に改訂がみられる。

- (1) 幼稚園の保育内容と、小学校の教育内容との一貫性をもたせている。
- (2) 幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役立つようにしている。
- (3) 幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示している。

さらに改訂の趣旨に沿って、保育内容を健康、社会、自然、言語、絵画製作、音楽リズムの6領域に区分した。この理由としては、保育要領が12項目の保育内容に「楽しい経験」という副題をつけ、実際の幼児の活動を中心に行っているのに対して、「教育要領では幼児に活動させるためには、事項を組織しなければ実際の幼児の活動にならないという特性をもっている」としている。6領域については、「小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いに異にする」と述べているが、「教科」や「領域」の文言についてほとんど何も説明が加えられていない。

2) 小学校の教科と幼稚園の領域との関係について

小学校の教育課程は、国語、算数等各教科ならびに道徳、特別活動および学校行事等によって編成され、幼稚園では6領域で編成される。したがって、小学校の各教科と幼稚園の一つひとつの領域に対応するものとは考えにくい。

3) 現場の認識

「幼稚園教育の内容として取り上げられるものは、幼児の生活全般に及ぶ広い範囲のいろいろな経験である。それは第I章で述べた目標（上記の78条）を達成するために有効適切な経験でなければならない。（中略）」

注意する点として「ここに注意しなければならないことは、幼稚園教育の内容として上にあげた健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作は小学校以上の学校における教科とは、性格を大いに異にするということである」が記述され、「幼児の具体的な生活経験は、ほと

んど常に、これらいくつかの領域にまたがり、交錯して現れる」とある。

その一方で、領域ごとに「望ましい経験」を示したことや、領域をたてたのは「内容を組織的に考え、かつ指導計画を立案するための便宜のためからしたものである」と記述がなされていることなどから、領域別に指導計画をたてて指導するのが望ましいといった認識が生じた。

また、このころから幼稚園が増え始め現場の実践者や指導者に学校教育経験者が多くかかわった事情などもあって、領域が教科的に扱われる傾向に拍車がかかった。

指導計画の作成についても、その時期の子どもの発達を考えた「主体的な生活づくり」として考えることなく、小学校の指導計画のように、内容を系統的に配列すれば、子どもが豊かに育つと認識された。

これらの理由から幼稚園教育が学校の授業のようになっていった。

昭和31年2月の幼稚園教育要領は、6領域を設定して幼児教育に組織や系統を与えようとした点においては画期的であり、その後の幼稚園の教育課程の研究や編成に対して大きな影響を及ぼした。

考 察

昭和31年に刊行された幼稚園教育要領の成立までの経緯と、保育内容に示された「領域」の特徴とそれに対する現場の認識について概括した。

筆者等は保育内容「領域」がどのような意味をもち、なぜ理解が難しいのかを明かにしようとした。そこで、日本の幼稚園教育における「保育内容」の歴史を振り返りつつ考察を進める。

1. 保育科目の時代

明治9年に東京女子師範学校附属幼稚園が開園されたのは、フレーベルの死後24年、アメリカで最初の公立幼稚園がセントルイスに設立されてから13年後である。明治、大正、昭和と我が国の社会的、経済的あるいは思想的変遷のなかにあつて種々の影響を受けることは当然の運命であつたが、幸いにして幼稚園は最初から教育の機関としての性格が明らかであつたにもかかわらず国家的

規制を受けることが少なく、幼児中心主義の進歩的な自由教育の立場を維持することができた⁶⁾。

幼稚園独自の「附属幼稚園規則」の中に、保育科目は「第一物品科」、「第二美麗科」、「第三知識科」の三つの保育科目を設定。「右三科包育スル所ノ子目左の如シ」二十五の子目⁷⁾。フレーベルの恩物を中心に唱歌、遊嬉、説話、計算、博物理解、体操などが付け加えられている。これは東京女子師範学校附属幼稚園の私的なものであったが、当時の我が国の幼稚園ではほとんどこれに準拠していたのが実情である。

2. 保育4項目の時代

明治32年の我が国における最初の国の規定「幼稚園保育及設備規程」(保育内容、方法、施設、設備などに関する)では、保育項目として、「遊戯、唱歌、談話、手技とする」(33年に小学校令が改正されるにあたって、この規程は小学校令施行規則)に包含された。4項目のうち遊技は随意遊技、共同遊技とし、心情を快活にして身体を健全にするとのねらいを含めて示している。幼児の生活に即した具体的な活動を重視していこうとする立場から示されている。

3. 保育5項目の時代

大正15年、幼稚園の単独法令「幼稚園令」の施行では、保育内容を「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等」とした。「等」にした理由は、保育の本質を考えてそれぞれの園の実情に応じ、自主的に保育内容を選択できるようにしたものといわれている。小学校の教科のように画一的に限定するのではなく、当事者の工夫する余地を残し、学術の進歩や実際の経験に即して柔軟性をもって内容を選択できるようにしてあった。国の規程はおおまかなもので、その具体的な展開はそれぞれの園にまかされていた。しかし、保育項目それ自体の発想が小学校の教科のように考えられていた。東京女子師範学校附属幼稚園の保育の実際が鐘の合図で出入りし、時間割りによっておこなわれ、すでに、小学校の教科の考え方に近いニュアンスがあった。

一方、保育者中心の保育に対する批判もみられるようになり、保育項目の取り上げ方に疑問をもつ東基吉のような人が出現した。

明治37年の「幼稚園保育法」では、4項目への疑問点が投げかけられた。文語体のむつかしい唱歌、大人の考えた動きをそのとおりにする遊戯、話の内容が修身話という説教話など幼児の特性に合っていないと訴える。

大正10年頃の岡山市立幼稚園概要によると、保育項目として、会集、園芸、遊戯、談話、唱歌、手技、観察の7項目が残っている。中心となった保育内容は遊戯であり、保育内容は、方法としての遊びが重視されるようになった。幼児の生活、自発性、興味の尊重などが強調され、代表的なものが倉橋惣三の誘導保育である。

昭和初期には誘導保育、プロジェクト法、分団保育、戸外保育など幼児に即した様々な指導法が開発された。

4. 昭和23年 保育要領「楽しい幼児の経験12項目」の時代（今回は省略）

5. 昭和31年の教育要領の時代

6領域の名称や区分は、「社会」の領域をはっきり独立して設けた点に、当時の教育思想の背景をくみとることができるが、数・量・形についての経験領域を特に設けずに、それらの経験をいくつかの領域に分散して包含させたことや、小学校との連関を重視することから、あまりにも小学校の教科に類似した分類法や表現を用いた点などになお問題点を残すと言えよう。当時幼稚園を学校として育成すること、幼稚園と小学校との連関を密にすること、という時代的・社会的必要が多分に影響を与えていたという事実も忘れてはならない。

6領域の分類は幼児の生活経験を一応組織的に考え、かつ指導計画を立案するための便宜からしたものと説明され小学校の教科とは異なるとされている。しかし、現実には小学校の国語、社会、理科、音楽、図画工作、体育等の教科と幼稚園の健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の6領域とでは、よく似ていることから、現場では小学校の各教科と幼稚園の6領域とは同一性格のものと考えられやすかった。

昭和31年の教育要領は、第Ⅰ章 幼稚園教育の目標、第Ⅱ章 幼稚園教育の内容、第Ⅲ章 指導計画の作成とその運営のⅢ章の構成になっている。幼稚園教育要領の作成の要点は、次のとおりである。

- ① 幼稚園教育のみを対象にしたこと

- ② 小学校との一貫性を考慮したこと
- ③ 幼稚園教育の目標の具体化を図ったこと
- ④ 幼稚園教育の内容を6領域に区分したこと
- ⑤ 幼児の発達段階の特性を重視したこと
- ⑥ 指導計画の作成と運営について示したこと

小学校との一貫性についての記述は、「まえがき」の中に強調されていることから幼稚園は、正式の学校教育の系統の出発点として、はっきり位置付けられた。

ところがこれについては大きな問題が生じてくる。宮内が「幼児教育総論」⁴⁾で述べているように、幼稚園の健康と小学校の体育との内容の比較をすることによって証明しているように、お互いの名称はよく似ているが、そこで対象児が経験する内容の範囲と何に重きを置くかは異なる面もある。しかし、幼稚園児から小学校教育へ対応し連続する面もある。幼稚園では、教育目的を実現するために、五つの目標をかかげ、それにしたがってその内容を健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作の六つの領域に分類している。

しかし、幼児の具体的生活（活動）は、この六つの領域ごとに分かれて展開されるものでなくて、いくつかの領域が重なり合い、交錯し合っている。例えば、「鬼遊び」を取り上げて考える。

まず、友だちを集める（社会）。鬼の役割と鬼以外の役割が分かる（社会）。数を数える（自然）。ルールを知り、それを守って遊ぶ（社会）。言葉を交わす（言語）。鬼に捕まらないように逃げる（健康）。

この例で分かるように活動を六つの領域に分けて考えるということは、現実の幼児の活動に即したものとはいえない。健康の立場からこれをする、社会の立場からこれをするというものではなく、現実の幼児の活動（教育活動）は、これらの領域が複雑に絡み合っている行なわれるのである。このように考えると6領域は、教育計画を立てる際の視点であり、保育実践の終了時に評価する際の視点となるものである。よって、幼稚園の領域は小学校の教科と性質を異にするものと考えられる。

以上のことから、小学校の教科と幼稚園の領域との関係は複雑であり、領域名にとらわれることなく、具体的内容から考えることが必要になる。

各領域の性格と相互関係については、6つの領域は相互に関連をもつとともに、それぞれ独自性をもっている。

各領域を特色づける事項と他の領域と重複し、からみあっている事項がそれぞれの領域に混在している。

各領域は明確に区分できず、領域と領域との境は曖昧である。これは、幼児の生活が未分化で、具体的であるので、各領域の技術・技能や知的なことがらと生活指導的なことがらを分化しない状態で含めている。6領域はそれぞれ独自性をもちながら相互に深い関連性をもっている。したがって、一つの領域を切り離してその領域のみを取り扱うことは不可能ではないが幼児教育から考えると望ましくない。それぞれの領域は他の5つの領域との関連において捉えることが必要である。

昭和31年の幼稚園教育要領をつくる過程では、学校教育と一貫した教育の場にしたいという意思も強く、6領域を打ち出したものの、説明内容が教科をイメージさせるものであったために、小学校との連携の意識が強く生まれた。領域別に教えるという楽しさを覚え、小学校教育に追随した形となった。

6. 幼稚園教育要領の時代

昭和39年に、「幼稚園教育要領」は初めて告示となった。領域「言語」は教科を指すものではない。領域ごとに教育するものではなく、総合的に指導すると表記されている。趣旨を十分に述べつくされなかったところを補説したものととして、「幼稚園教育指導書一般編」が出された。（昭和43年6月10日初版発行）それには、学校教育法に示してある目的や目標は、幼稚園において一貫して実現に努めるとある。教育要領がこれを受けていっそう具体化して、それぞれの幼稚園の教育課程の基準を示す。第2節10では、幼稚園教育は、小学校教育と異なるものがあることに留意し、その特質を生かして、適切な指導を行うようにすること、幼稚園教育について心得ておかなければならないことの一つとして、幼稚園の教育と小学校の教育との関係について十分理解をもち、幼稚園教育の特質を生かすように努めることが大切であることをあげられている。

領域名を変えなかったこと、当時の文部省は昭和43年に幼稚園教育指導書「社会」を、昭和44年には「健康」、昭和45年には「言語」と「自然」の領域別指導書をというように指導書を領域別に作り、そこに望ましい経験や活動を示したことなどもあって、31年の弊害を取り除く

という意図が現場に浸透したとはいえ、教育要領の矛盾点が解明されないまま引き継がれていってしまった。

究極的には、教育の目的や目標が、幼稚園にも小学校にも共通であることは当然であり、幼稚園教育が小学校教育の前段階であることも疑いのないところである。しかし、くり返し述べているように、幼稚園教育と小学校教育との間には、異なる点もある。

小学校の学習指導要領では、教科等についてそれに関する個々の具体的な指導内容が示されているが、幼稚園教育要領では領域に幼児の具体的な生活経験から分析し抽出した事項を指導内容として示しており、小学校ほど具体的ではない。また、小学校の教育課程は、各教科、道徳、特別教育活動ならびに学校行事等から成っているが、幼稚園では、各領域に示されている指導のねらいを組織し、幼児の具体的な経験や活動を選択配列して教育課程を編成することとなっているのである。これは、幼児の特性に基づき、その教育が日常の具体的、総合的な生活経験を通しておこなわれるのがたてまえであるからである。

結 論

1) 表1の保育内容の変遷でも明らかのように、幼稚園教育の現場では、保育内容の捉え方は一貫していなかった。活動のまとまりを括ってきた「保育4項目、5項目」や保育要領の「楽しい経験12項目」の時代から、昭和31年からの6領域の時代へ移っていく。

ここでの領域は、最初は幼稚園の教育目標を分析したものをまとめたものである。さらに幼児が次の段階で学ぶであろうと考えられる教科へのつながりを予想して窓口や視点を表したものである。

この6領域の時から、保育内容の系統性や組織性が求められるようになってきた。目標から内容、教材、そして活動へと考え、小学校の教科と同様に領域を考えることになった。

昭和39年に改訂された教育要領では、活動を分析し、137項目を6領域のねらい群にまとめた。そして、領域は相互に密接な連関を持ちながら、幼児の具体的・総合的な経験や活動を通して達成されるものであると表記された。

しかし、このことは現場には受けとめられにくかった。その理由は、領域の名称そのものが、教科の名称と似ているために直結してしまったからである。特に絵画製作や音楽リズム、健康領域の運動等においては、領域別の指導計画や実際の指導が行われた。

このような誤解が起こった原因は、昭和40年当時は我が国のみならず、世界中が教育に関心が高くなってきており、幼稚園の数が急激に増えた時期である。小学校以上の教諭が幼稚園教育の指導的立場になったことが、領域を教科として扱うことになったのではないかと考える。

領域の中の事項についての説明としては、幼稚園教育の目標を達成するために、原則的には幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましいねらいを示したものである。ねらいのまとまりとしての6領域を示している。ここでは「内容」も「具体的な経験や活動」も示していないことにも誤解の原因があったと考える。

2) 昭和31年の教育要領の特徴である幼稚園教育と小学校教育との一貫性についての考えには、子どもの発達を重視するよりも、幼稚園が学校教育に属したことから生ずる責任・役割を考えることが先行したように考えられる。

教育である限り小学校のように教育課程、指導計画に則って教育しなければならないという考えから、小学校との一貫性を求めたものとする。

幼稚園の保育内容について、小学校と一貫性をもたせるようにしたとあるが、教育において一貫性というのは、一つひとつが全く同じ内容や方法でなければならないということではなく、子どものそれぞれの時期に応じた独自性を生かしながら相互に関連し合っその連続化を図り、学校教育の一端を担う機関として、全体の教育効果をあげるようにすることということが理解されていなかった。

昭和31年の教育要領の教育内容の示し方として、教師が幼児の内面に育つものをみる視点として6つの領域を示している。ところが現実には「領域」が小学校の教科に続くものと捉えられてしまった。この原因は何といても6つの領域の名称が教科の名前と余りにもよく似ていたからであろう。

保育内容（教育内容）の示し方については、幼児の心

身の調和のとれた発達を図るという観点から、幼児の経験や活動全体にわたって総合的な指導ができるよう構成を見直し、構造化を図らねばならない。「ねらい」と「望ましい経験や活動」の関係を整理し構造的に示す必要がある。

3) 文部省は、教育要領編集委員会からの報告書を大幅にカットして公に出したのでわかりにくいところがあった。宮内が昭和29年に出版した『幼稚園教育の実際』には、カットされた部分と資料を加えたものを」とある。国の基準として示す場合、あまり詳しく述べることができないう点からきた誤解と、現場では説明のところを読まずに、6領域のところだけ読んで解釈したのではないかと考える。

幼稚園教育要領を実践をするにあたって、まず幼稚園教育の基本精神をきちんと理解しておけば、「領域主義」にならなかったであろう。

幼稚園教育の基本である「環境を通しての総合的な指導」よりも、それまでの経験や活動から「領域」という文言にとらわれてしまったのではないだろうか。

4) 幼稚園教師としての資質・能力を向上させるために、養成校では科目が領域別に分かれて開講されているが、領域に含まれている事項をみると、その領域独自のものと他の領域と重複しているものがあることは明白である。幼稚園教育は、幼児の生活を通して行われるものである。そのためには、幼稚園の教師が幼児の発達を十分把握し、総合的な指導のための分析的な視点をもたなくてはならない。

養成校では領域科目を開講する際、それらを統合する科目が必要となる。現在のところ保育内容総論であると理解する。

また、各領域の担当者が自分の担当以外の領域内容について熟知しておき、お互いの授業内容を連絡し合うことの必要性を感じる。

総合的な幼児理解及び指導を扱う基礎理論や指導法に関する研究を進める必要がある。

5) 教育要領を解釈する際、教育の方向がどのような方向に進んでいるか、子どもにどのような力をつけようとしているのかの情報とともに、国の教育に関する各審議会の議事録を収集して理解することが必要であった。

おわりに

我々の関心は保育内容の「領域」という区分にあった。6領域から現行の5領域に区分変更された保育内容は、幼稚園教諭養成・保育士養成に携わる教員組織や開講科目にも関連する。保育内容に限って言えば教育基本法→幼稚園教育要領→保育所保育指針の流れを考えると、基本となる考え方は統一されなければならない。それぞれの領域は教科ではなく、保育項目から派生し、また保育内容に限定されている。各領域は樽木の一片一片を指し、それを束ねる輪が保育内容総論という教科目であるとすれば、各領域科目それぞれが教育に果たす役割を明確にしなければならない。

今回は昭和31年の幼稚園教育要領に焦点をあてたが、「領域」という文言の示す意味は大きく、介護福祉や他の分野にも影響していくことが予想される。今後も引き続き調べたいと思う。

引用文献

- 1) 森元眞紀子・川上道子著：「保育内容に関する研究（Ⅰ）—平成元年版幼稚園教育要領改訂に焦点を当てて—」, 中国学園紀要第7号, 2008
- 2) 高野むつ著：「保育内容の研究—『幼稚園教育要領』の保育内容論—」, 松山東雲短期大学紀要, Vol. 27, 1996
- 3) 高野むつ著：「保育内容の研究（3）—土方康夫の構造論の検討から—」, 松山東雲短期大学紀要, Vol. 30, 1999
- 4) 宮内孝：「幼児教育総論」共同出版, 1971
- 5) 河野重雄監修：「新・幼稚園教育要領と21世紀の保育展望」, チャイルド社, 1989
- 6) 文部省：「幼稚園教育百年史」, ひかりのくに, 1979
- 7) 同上

参考文献

- 1) 文部省：「幼稚園教育百年史」, ひかりのくに, 1979
- 2) 村井実全訳解説：「アメリカ教育使節団報告書」, 講談社学術文庫, 第27刷, 講談社, 2008

- 3) 山住正己著：「日本教育小史」，岩波新書，第34刷，岩波書店，2008
- 4) 宮内孝著：「幼児教育総論」，協同出版，4版，1961
- 5) 森上史郎，柏女靈峰編：「保育用語辞典」第3版，ミネルヴァ書房，2006
- 6) 明星大学戦後教育史研究センター編：「戦後教育改革通史」，第2版，明星大学出版部，2007
- 7) 文部省：「幼稚園教育百年史」，ひかりのくに，1979
- 8) 田中克佳編著：「教育史」，川島書店，第8刷，2008
- 9) 大場牧夫著：「新幼稚園教育要領 領域を考える」，ひかりのくに，1989
- 10) 岡山県保育史編周囲委員改編：「岡山県保育史」フレーベル館，1964
- 11) 神沢良輔著：「保育内容の研究」，光生館，1977
- 12) 宮内孝著：「幼稚園教育の実際」，フレーベル館，1954
- 13) 奥田真丈・河野重雄・幸田三郎著：「『新』幼稚園教育要領の開設と展開」，教育出版，1989
- 14) 高杉自子・森上史郎・安部明子・大場幸夫著：「保育内容総論」，東京書籍，1990
- 15) 河野重雄監修：「新・幼稚園教育要領と21世紀の保育展望」，チャイルド社，1989
- 16) 大場牧夫・高杉自子・森上史郎著：「幼稚園教育要領解説」，フレーベル館，1989
- 17) 梅根悟：「幼稚園のカリキュラム」教育大学講座第9巻，1950

表1 幼稚園教育内容「領域」の変遷

年 代	背景と人物	法制度	保育内容	変遷のポイント
明治5年	学制の中に「幼稚小学は男女の子第六歳迄のもの小学に入る前の端緒を教ふるなり」と規定			
明治9年	幼稚園の創設当時から保育の内容は欧米の直輸入が多かった。 近藤真琴：子育ての巻 関信三編：幼稚園法二十遊戯	附属幼稚園規則	恩物中心 三つの保育科目 第一物品科 第二美観科 第三知識科 二十五の子目・遊戯体操	日本最初の官立幼稚園、東京女子師範学校附属幼稚園開園 フレベールの死後24年 アメリカで最初の公立幼稚園がセントルイスに設立されてから13年後であった。フレベールの恩物を中心に唱歌、遊戯、説話、計算、算術、博物理解、体操などが付け加えられている。東京女子師範学校附属幼稚園の私的なものであったが、当時の我が国の幼稚園ではほとんどこれに準拠していた。
明治32年	明治32年我が国最初の国の規定 幼稚園の目的	幼稚園保育及設備規定（省令）	保育4項目 1. 遊戯 2. 唱歌 3. 談話 4. 手技	この規程は長い期間、我が国の幼児教育の姿を支えることになった。この規程のなかに恩物を保育の一項目（手技）とした。これは日本人による保育内容の工夫を意思表示した最初のものであったといわれている。日本人らしい簡潔なまとめかたを示したといわれた。
明治33年				
明治37年	33年に小学校令が改正されるにあたって、この規程は小学校令施行規則に包含。			明治34年版の滝藤太郎の「幼稚園唱歌」は幼児の言葉で生活感情を歌った言文一致による唱歌集であった。
明治41年	東基吉：幼稚園保育法 中村 五六 和田 実 幼児の自由な活動を強調。		遊戯 随意遊戯 共同遊戯	日本人によって書かれた最初の体系的幼児教育論であった。 保育者中心の保育・・・保育項目の取り上げ方に疑問をもつ。 4項目への疑問点・・・文語体の難しい唱歌、大人の考えた動きをそとにおりにする遊戯、話の内容が修身話という説教話など幼児の特性に合っていないと訴える。 明治後期には、伝統的な恩物中心の保育に対して、幼児の生活や遊びを中心とした新しい試みがみられたしかし、明治の後期の保育の姿は、前期と大差なく、鐘の合図で出入りし、時間割りによって行われていた。一日の保育は4項目のほか会集は全員が遊戯室に集まって主題にそったお話、歌、遊戯が行われた。
大正6年	明治末期から大正期にかけて、アメリカの幼児教育改革運動が紹介され、自由保育の基礎となる。(ブライアン、ホール、デュローイ、モンテッソーリ等) 倉橋惣三			倉橋惣三（東京女子師範学校附属幼稚園主事）は児童中心主義の自由保育の先鞭。 保育内容、方法として遊びが重視されるようになる。幼児の生活、自発性、興味の尊重などが強調。代表的なものが倉橋惣三の誘導保育。
大正10年頃	大正デモクラシーは教育界に児童中心主義の教育思想を生み、幼児教育思想にも影響を及ぼす。		中心は遊戯	岡山市立幼稚園概要 保育項目として、会集、園芸、遊戯、談話、唱歌、手技、観察。（7項目）
大正15年	幼稚園の目的、保母の資格などの幼稚園に関する基本事項が、他の学校と同様に勅令で規定。 幼稚園の地位の確立	幼稚園令（勅令）	保育5項目 1. 遊戯 2. 唱歌 3. 観察 4. 談話 5. 手技 等	「観察」及び「等」が新たに加わる。 大正期は、遊戯・唱歌・談話・手技の4項目その他の保育内容が行われた。当時は子どもの健康が特に注意され交通事情もよかったので「園外保育」（戸外保育）が盛んに行われた。「等」にした理由として、保育の本質を考えてそれぞれの園の実情に応じ、自主的に保育内容を選択できるようにしたものといわれた。小学校の教科のように画一的に限定するのではなく、当事者の工夫する余地を残し、学術の進歩や実際の経験に即して柔軟性をもって内容を選択できるようにしてあった。国の規程はおおまかなもので、その具体的な展開はそれぞれの園にまかされていた。
昭和22年	第二次大戦中			
昭和23年2月	CIE（民間情報教育局）ヘップナー女史 幼児教育内容調査委員会発足	学校教育法		幼稚園は学校教育法によって初めて学校教育機関となった。その目的と目標が示されたが、それに伴う保育内容について示されていなかった。そこで文部省は、小・中学校にわたって手引き書を作ろうとしていた。CIE（民間情報教育局）ヘップナー女史から「幼児期における保育に対する示唆」という要項（メモ）が渡され、保育に当たる教師や保母、家庭の母親のために文部省で出版してはとの勧めがあった。できたものは「保育要綱」委員会では「幼児保育指針」。

昭和23年 3月	戦後、子どもの1/3は幼稚園、1/3強は家庭に、残りの1/3弱は保育所幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引きとして刊行 昭和23年ごろの日本はインフレで、学校予算削減により、教育課程と組織編成に法的根拠を求められた。 教育界の動きは、小学校などでコアカリキュラム運動が盛んになり、その影響で幼児教育者もカリキュラム作りに取り組んでいた。 文部省内で「学校教育課程及び編成の基準に関する法律案」[「学校施設基準法案」]が検討。(幼稚園と高等学校含む) 昭和25年1月「幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会」の発足。(実際には幼児指導要録の様式の作成に終わった。)昭和25年12月9日 省令改正により教育課程の基準とする 昭和26年11月教育課程審議会に、「幼稚園の教育課程について」諮問。	保育要領(刊行)	副題「楽しい幼児の経験」 12項目 1. 見学 2. リズム 3. 休憩 4. 自由遊び 5. 音楽 6. お話 7. 絵画 8. 製作 9. 自由観察 10. ごっこ遊び 劇遊び 人形芝居 健康教育 11. 年中行事	保育要領の内容は、見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事の12項目。 一日の保育内容の例として、登園、朝の検査、自由遊び、間食と昼食、休息と昼寝、集団遊び、帰り支度など。 保育要領が刊行されてから、趣旨を徹底するためにいろいろな研修会が各地で開催された。 後に、新教育運動に対して批判が小学校教育界で生じ、子どもが身につけるべきものをミニマムエッセンシャルズ(最低必要基準)としておさえ、これを系統的に指導すべきだという動きがでくる。 幼稚園の現場でも、保育要領に対する様々な反応や見解が現れるようになった。幼児の自由な自発的な活動を重んずることに賛意を表しながら、やはり系統性や計画性が欲しいという意見が多くなった。
昭和28年 昭和31年 2月	学校教育法施行規則の改正	幼稚園教育要領(刊行)	6領域 1. 健康 2. 社会 3. 自然 4. 言語 5. 絵画製作 6. 音楽リズム	学校教育法施行規則の改正では、「幼稚園の教育課程は幼稚園教育要領の基準による」「望ましい経験」を各領域に即して示した 小学校教育との一貫性をもたせるようにした 目標を具体化し、指導計画の作成の上に役立つようにした
昭和36年 昭和37年 昭和38年 昭和39年 3月	幼稚園教育課程に関する調査検討 幼稚園教育課程の改善について文部大臣が教育課程審議会に諮問 答申 学校教育法施行規則の一部改正	幼稚園教育要領(告示) 文部大臣(国)によるはじめての基準	6領域 1. 健康 2. 社会 3. 自然 4. 言語 5. 絵画製作 6. 音楽リズム	基本的な構成は前回と同様だが、表現はより簡潔で明確になっている。 幼稚園修了までに幼児に指導することが「望ましいねらい」として示した。 領域についての説明 「ねらい」をまとめたもの。幼児が達成することが望ましい具体的なねらいを精選して列挙し、それをいくつもの項目に分類し、さらに類似したものを便宜的にまとめたものが領域である。
平成元年 3月		幼稚園教育要領(告示)	5領域 1. 健康 2. 人間関係 3. 環境 4. 言葉 5. 表現	幼稚園教育の基本となる事項について共通理解がなされるように明確化。 幼稚園修了までに育つことが期待される心情・意欲・態度などを「ねらい」とした。領域についての説明：「ねらい」を達成するために指導する事項を「内容」とした。 領域は幼稚園教育の「ねらい」と「内容」を、主として幼児の発達の側面からまとめたもので、幼稚園における生活の全体を通じて達成されるように指導されるもの。 領域は、幼児の発達をみる観点である。
平成21年 3月				

